

ご注意!!

3年以内に新築戸建住宅または新築マンションにお引越しされた方

あなたのお住まいに有害な化学物質を放散する建材が 多く使われているかも知れません!!

**理由 (平成15年7月1日以降は建築基準法改正により上記建材は使用禁止になる)
(今回の法規制以前は、上記建材が平気で使用されていたという証拠になります)**

今までは法律による規制が無かったため、表面的なシックハウス対策にとどまり、本格的な対策までにはいたらなかったのが現実です。したがって、現在以前(7月1日まで)に着工した新築物件は有害化学物質の多い建材が多く使われている可能性が高くなっています。

**自分の家は大丈夫!! 「シックハウス対策建材を使用しています。」
「低ホルムアルデヒド建材を使用」とパンフレットに書いてあった。**

「大京」新築マンションでシックハウス訴訟
大阪市北区の新築ライオンズマンションでシックハウス対策万全とパンフレット等に宣伝していた物件でなんと約10世帯の十数人がシックハウス症候群(化学物質過敏症)と診断され、原因物質のホルムアルデヒドが基準濃度の約4倍近く検出されたという事件がありました。 この事件で売主側の自主検査や宣伝は、まったく当てにならないということが、露呈されました。

患者の7割が主婦!! 「もう関係ないとは言ってもらえません!!」
今までは、臭い・咳・頭痛等が少し気になってもお家の空気が問題(原因)と考える人はほとんどおられませんでした。現在シックハウス症候群と診断されている患者さんは、全国で推定100万人以上と言われており、予備軍を含めると1000万人から1500万人とも言われています。その中でも7割が主婦といわれ、高濃度の部屋とは知らず長時間滞在(家事)することに起因していると言われています。

まずはこれから始めてください!! 室内空気環境の把握が最優先
シックハウス症候群になる有害化学物質はお家の中にいったいどれくらい放散されているのか? そのことを把握することが一番大事なことです。ご自宅のお部屋の空気環境を把握することで最善の対処法を行っていくことができます。

完治が難しい・・・それは突然やってくる!!
たくさんの患者さんの例を見てきて感じることは、その発症はまさかの突然にやってくるということです。もし発症すればまだまだ医療がおいつかず完治が難しいので、クリーンルームや郊外の施設で生活治療することになり、今までの生活環境を無理やり奪われてしまいます。また、発症例の多い子供さんをお持ちのご家族には特に早めの対処が必要です。 私どもは医師ではありませんので発症してしまった患者さんを治療することは出来ませんが発症を食い止めるお手伝いは十分に出来ます。

☆☆☆室内空気の濃度別シックハウス対処法を無料公開中!!今すぐアクセスを!!☆☆☆
室内空気濃度を確認しても対処法を知らなければ何にもなりません。また、対処法を知っていれば自分で対処することが出来る場合もあります。まずは、お部屋にどれくらいの有害物質濃度が出た場合どんな対処法が必要なのかを調べることからお始めください。
(注) 上記期間を過ぎると次時期の別情報に変更する場合がありますので、ご了承願います。

アクセス方法はとっても簡単です!

FAX をご利用の場合・・・下に送信先FAX番号をお書きの上、下記FAX 番号までそのまま送信してください
(24時間受付中) 確認次第「室内空気濃度別対処法」を送信いたします。

ご送信先FAX 番号
送信先FAX番号 06- 6435- 2768

お電話をご利用の場合・・・24時間録音案内テープで、約3分間「室内空気濃度別対処法」をご案内しております。
(24時間受付中) 下記電話番号からお聞きください。

24時間録音テープ案内番号 06- 6435- 2785

インターネットを
ご利用の場合・・・下にホームページアドレスからご覧ください。

<http://www.shinohara-k.co.jp/1008.htm>

上記アクセス方法であなた様のお部屋の室内空気有害物質濃度の対処法をぜひご確認してください。
また、ご相談やお問い合わせの方は、メールかファックスでお問い合わせください